

# 中小企業倒産防止共済制度の今後のあり方について

平成 16 年 6 月 21 日

中小企業政策審議会

経営安定部会

## はじめに

### 1．中小企業倒産防止共済制度の利用状況及び意義

- ( 1 ) 加入及び共済金貸付の状況
- ( 2 ) 制度の意義

### 2．制度の財務状況と対応策

- ( 1 ) 従来の状況及び現状
- ( 2 ) 将来の財務状況見通し及び評価
- ( 3 ) 改善対策

### 3．その他の検討事項

- ( 1 ) 制度の普及促進
- ( 2 ) 掛金月額限度額及び共済金貸付限度額
- ( 3 ) 貸付審査の迅速性と慎重性のバランス
- ( 4 ) 一時貸付制度の評価

## はじめに

中小企業倒産防止共済制度は、中小企業が、その取引先企業の倒産の影響を受けて連鎖倒産する等の事態の発生を防止するため、相互扶助の精神に基づき、共済契約者の掛金の拠出により、倒産した取引先事業者に対する売掛金債権等が回収困難となった場合に、規定に基づく一定の共済金貸付を行う共済制度である。本制度は昭和53年に発足したが、それ以来25年余が経過し、今日までに23万件、総額1兆5千億円を超える共済金の貸付を行ってきたところである。

本制度については、中小企業倒産防止共済法の規定に基づき、掛金の額、共済金の貸付額その他制度に関する基本的事項について、少なくとも5年ごとに、事業の収支状況や利用状況の推移及び予想等を基礎として検討するものとされている。これまでの検討においては、昭和55年及び昭和60年に共済金貸付限度額の引上げ等の改正が行われたが、それ以降は、平成10年及び平成11年に行われた中小企業者の定義の拡大を除き、大きな制度改正は行われていない。

本部会においては、近年の長期にわたる景気の停滞等を踏まえ、改めて本制度の財務状況について慎重な検討を行い、今後の運営において改善を図るべき事項等について取りまとめたところである。すなわち、本制度については、存在意義は認められる一方、その財務状況をみると、剰余金が直ちに払底するおそれがある状況にはないと考えられるものの、年度収支は赤字基調であり、早急に財務改善のための対応策を講じることが必要であると考えられる。

また、今後の対応によっても財務状況に大きな改善が見られない場合は、更なる対策を検討すべきと考えられるため、当分の間、毎年度に運営状況の十分な分析・検討を行い、改善の進捗状況を確認していくことが不可欠であると考えられる。

## 1. 中小企業倒産防止共済制度の利用状況及び意義

### (1) 加入及び共済金貸付の状況

本制度の加入者数は、平成15年度末で33.4万者であり、この数は、中小企業者の中で事業者への売掛金債権等を有し、実質的に本制度の対象となる者の約2割を占めていると考えられる。ただし、近年、掛金を事業資金に活用したいとの理由での脱退が多くみられており、加入者数は平成7年度末の47.3万者をピークに減少する傾向にある。

共済金貸付残高については、平成2年度を底に拡大し、平成9年度以降、約3500億円程度で横ばいの状況にある。また、年間共済金貸付額は、平成6年度以降、平成15年度までの10年間で、年々の変動はあるものの、年間平均930億円で推移してきている。また、同期間において、貸付件数では年間平均1万3千件で、1件あたり貸付額は平均730万円となっている。

### (2) 制度の意義

本制度の目的は、中小企業の連鎖倒産等の防止であり、共済契約者の取引先事業者の倒産時に掛金残高、売掛金債権等に応じた一定の資金を、迅速に貸し付ける制度である。

民間事業者には、同様の対象者に対し同様の条件での融資等を行っている者はみられない。一方、本制度は全国的に実施されており、加入者も全国各地の多数に上っている。また、利用金額の面では、他の連鎖倒産防止のための公的制度和比較して、高い状況にある。

したがって、本制度は十分な存在意義を有しており、引き続き本制度を運営していくことが望ましい。

## 2. 制度の財務状況と対応策

### (1) 従来状況及び現状

共済金貸付残高に占める延滞債権(6ヶ月以上の延滞)の比率をみると、平成6年度以降、上昇してきており、特に平成11年度以降は30%を超えている。これと並行して、共済金貸付の年間の回収率(年間の約定返済予定額に対する実際の返済額の比率。以下同じ。)は、6年度の87%から14年度の81%へ低下した。ただし、15年度には、回収率は82.7%に回復している。

他方、手元資金の運用利回りは、6年度の2.2%から14年度の0.7%に低下している。

本制度の剰余金(基金経理におけるバランスシートでの剰余金)の状況につき、過去に遡って延滞債権残高等のデータを用いて十分な貸倒引当の額を試算して概算してみると、剰余金は平成6年度末にピーク(500億円程度)となったが、それ以降は延滞債権の増加による貸倒引当積立増により、毎年減少する基調にある。

平成14年度末の財務状況については、金融商品に係る会計基準等に基づき貸倒引当金を計上しており、剰余金残高は298億円となっている。また、年度収支については、同じ基準で算出した平成12～14年度の平均赤字幅は38億円となっている。

### (2) 将来の財務状況見通し及び評価

仮に近年の諸指標値を前提(回収率を過去3～5年度分の平均と置くなど)として、14年度以降の10年間の財務状況を試算すると、平成24年度末の剰余金残高は15～40億円程度に減少する結果になる。

このため、現時点では、剰余金残高が直ちに払底するおそれがある状況にはないと考えられるが、毎年度の財務状況は赤字基調である。

本制度においては、回収率等の動向次第で財務状況が大きく変動するところであり、特に景気の変動はその大きな要因であるが、制度の安定性を重視する観点からは、早急に財務改善のための対応策を講じる必要がある。

### (3) 改善対策

#### 運営体制

本制度は、中小企業倒産防止共済法に基づくものであるが、その運営機関である中小企業総合事業団は、本年7月以降は独立行政法人中小企業基盤整備機構(本年7月設立予定。以下「機構」。)になるところである。本制度については、機構により、他の事業とは経理を区分して運営されることになるが、この運営機関の独立行政法人化を契機とし、より一層の健全な経営のための改善を進めることが必要と考えられる。このためには、事業の一層の効率的かつ効果的な運営が行われることが不可欠であり、これは独立行政法人化の趣旨に沿うところである。機構においては、適切な経営マインドをもって管理・運営体制の抜本的強化を図り、改善の具体的成果を得ることが強く期待される。

#### 回収向上に向けた努力

共済金貸付が回収困難となっている要因をみると、短期延滞債権の延滞長期化の側面と、長期延滞債権の回収問題の側面がある。

まず、短期延滞債権の延滞長期化の側面をみると、初期延滞債権のうち2ヶ月以上延滞した債権については、その後の返済は、1ヶ月のみの延滞債権の2ヶ月目までの返済に比べ、円滑に進んでいない。返済遅延が続くと延滞債権が毎月累増することで、かえって貸付を受けた者側の対応が難しくなる面があると考えられる。また、米国の債権回収業者の資料では、支払期日から1ヶ月遅延の債権では、93%が回収できるが、その後は延滞期間が長期化するにつれ回収率は低下し、3ヶ月遅延の債権では回収率は72%、6ヶ月遅延の債権では回収率は56%となるというデータがある(Collection Agency Section, Commercial Law League of America)。以上のことから、延滞発生後の初期対応については、改善の可能性があるとみられる。

次に長期延滞債権の回収問題の側面については、管理債権(3ヶ月以上の延滞及び法・私的整理等の案件)の内訳をみると、再契約交渉中の案件が5.3%ある(平成14年度末)ところ、その交渉においては、なお改善を図る余地があると考えられる。

他方、財務収支のバランスは、共済金貸付の回収状況に加え、資金運用の状況にも大きく依存する。仮に資金運用利回りが年1%程度得られるとすれば、近年においては手元資金残高が年間共済金貸付額の3倍程度であることから、年間共済金貸付額の3%程度の運用収入が得られることとなる。また、制度上、共済金貸付額の10%相当については、貸付を受けた者の掛金の権利が使われ貸倒引当の原資となる。このため、上記の運用利回りの仮定によれば、各年の回収率が87%程度であれば、中期的に財務収支はバランスするところである。

もちろん、回収率を向上させることは必ずしも容易ではなく、またそれは経済全体の状況にも大きく依存するところであるが、財務収支のバランスを目標としつつ、回収率（15年度82.7%）の向上を図ることは必須の課題であると考えられる。

### 回収向上のための措置

この観点から、例えば以下の回収向上のための措置を実施することが必要と考えられる。

#### ア) 延滞発生直後の迅速な対応

共済金貸付に係る延滞発生直後に、貸付を受けた者と密接な連絡、対応を行うことは非常に重要である。本制度の運営においては、延滞発生後、直ちに貸付を受けた者と十分に連絡をとり、適切な対応を図るべきである。

同時に、これを実施するために必要な体制を早急に構築することが必要と考えられる。例えば、債権管理システムの改善、回収担当人員の適切な配置、相当の長期に亘る延滞債権についての外部委託（信頼のおけるサービスの活用）等が考えられる。

#### イ) 回収手順・マニュアルの整備等及び継続的モニタリング

ア)に加え、外部専門人材の活用により従来の回収手順の問題点の洗い出しを行い、必要に応じた早期の再契約（条件変更）を含めた回収手順・マニュアルの一層の整備、回収担当者の教育・研修の充実等の対策を講じるべきである。また、

その上で、実施状況の的確なモニタリングを行い、更なる改善につなげる仕組みを導入するべきである。

#### ウ) 職員の業績評価及び外部人材の採用

機構においては、独立行政法人化に際し、組織全体として業績評価に取り組むこととされているが、その中で本制度の回収業務についても適正な評価を推進し、処遇にも適切に反映させるべきである。同時に、サービサーや金融機関での債権回収業務の経験・ノウハウが豊富な人材の採用も検討するべきである。

#### **回収に当たっての留意点**

本制度は相互扶助の精神に基づく共済制度であるところ、共済金貸付の円滑な資金環流が進むことは、制度の安定的な運営、ひいては広範な契約者の制度利用を実現するために不可欠の要素である。ある共済金貸付を受けた者がその貸付金を返済しないことは、他の共済契約者の不利益になることを説明して理解を求めするなど、親身な対応による適正な回収を進めていくべきである。

#### **今後の分析・検討等**

今後、機構においては、 に示した措置等の導入・推進を最大限に進めるべきと考えられるが、その実施後においても、なお財務状況に大きな改善がみられない場合には、法改正による制度改正を含め、更なる対策を検討するべきである。この観点から、当分の間、5年ごとの定期的な見直しにこだわらず、毎年度に運営状況の十分な分析・検討を行い、改善の進捗状況を確認していくことが不可欠である。



### **3. その他の検討事項**

#### **(1) 制度の普及促進**

本制度は、中小企業者にとって、取引先事業者が倒産した場合に、売掛債権額、掛金残高等に応じた一定の貸付が迅速に受けられるという、メリットの大きな制度である。また、掛金拠出についても税制上の措置（損金算入等）が設けられている。今後は、本制度がより多くの中小企業者に利用されるよう、加入者等に対して他の中小企業施策情報の提供を行うなどのサービスの向上・充実を図ること等により、普及広報活動を引き続き推進し、より一層の加入促進を図るべきである。

#### **(2) 掛金月額限度額及び共済金貸付限度額**

加入者の掛金月額についてみると、平成15年度末加入者の平均は月2.0万円であり、限度額（現行月8万円）を大きく下回っている。また、加入者アンケートによれば、加入者の89%は、現行のままでよいと回答している。

一方、共済金貸付限度額（現行3200万円）に関しては、共済金貸付の1件あたり平均額は、平成15年度までの過去10年間に730万円であり、また、近年は平成15年度に平均710万円になるなど、対象となる中小企業者の定義の拡大（平成10年及び11年）の中で、横ばいの状況にある。また、15年度の共済金貸付においては、1件当たり貸付額が2000万円を超える件数は、総件数の6.9%に止まっている。他方、加入者アンケートによれば、加入者の77%は、現行のままでよいと回答している。

以上のことから、現時点において、掛金月額限度額を引き上げる必要性は高くなく、また、共済金貸付限度額についても、返済負担も考慮すれば、引き上げる必要性はあまり高くないと考えられる。なお、加入者に対しては、毎月の平均掛金額が限度額を大きく下回っている状況に鑑み、制度の趣旨を普及広報しつつ、掛金月額の増額を勧奨していくべきである。

### ( 3 ) 貸付審査の迅速性と慎重性のバランス

平成 15 年度においては、共済金貸付手続きに要する期間は、平均で 18.1 日であり、平成 8, 9 年度の詐欺事件が露見した時点以降の数年間における約 60 日から、大きく改善してきている。

本制度は、連鎖倒産等の防止を目的としていることから、貸付要件等の審査において迅速に処理することが重要である。このため、引き続き、迅速な貸付手続きと慎重処理の両立を図りながら、共済金貸付に要する時間の短縮に向けた努力が必要である。

### ( 4 ) 一時貸付制度の評価

一時貸付制度は、臨時に資金を要する加入者に対し、掛金残高の範囲内で低利（現在、1.5%）で融資する制度であり、平成 15 年度末の貸付残高は、188 億円である。

この制度は、倒産防止共済制度への加入メリットを保持しつつ、掛金を一時的に事業資金に活用することを可能にするという有利な制度であるところ、一時貸付制度を積極的に広報し、中小企業者の理解を得て加入促進につなげることが重要であると考えられる。

## 中小企業政策審議会経営安定部会名簿

委員（部会長）上野 和彦 国立大学法人東京学芸大学 教育学部教授

委員 江崎 格 商工組合中央金庫 理事長

委員 村本 孜 成城大学大学院 経済学研究科教授

臨時委員 浅野 幸弘 国立大学法人横浜国立大学 経営学部教授

臨時委員 石井 克昌 独立行政法人勤労者退職金共済機構 監事

臨時委員 井田 敏 全国商工会連合会 専務理事

臨時委員 奥村 英二 社団法人日本アクチュアリー会 副理事長

臨時委員 柏崎 重人 株式会社大和総研年金事業開発部  
投資支援戦略グループ長シニア・アナリスト

臨時委員 倉橋 純造 倉橋建設株式会社 代表取締役

臨時委員 篠原 徹 日本商工会議所 常務理事

臨時委員 鈴木 純雄 株式会社東京商工リサーチ 代表取締役社長

臨時委員 多比羅 誠 ひいらぎ総合法律事務所 弁護士

臨時委員 成宮 治 全国中小企業団体中央会 専務理事

臨時委員 西岡 幸一 株式会社日本経済新聞社 論説副主幹

（敬称略）